

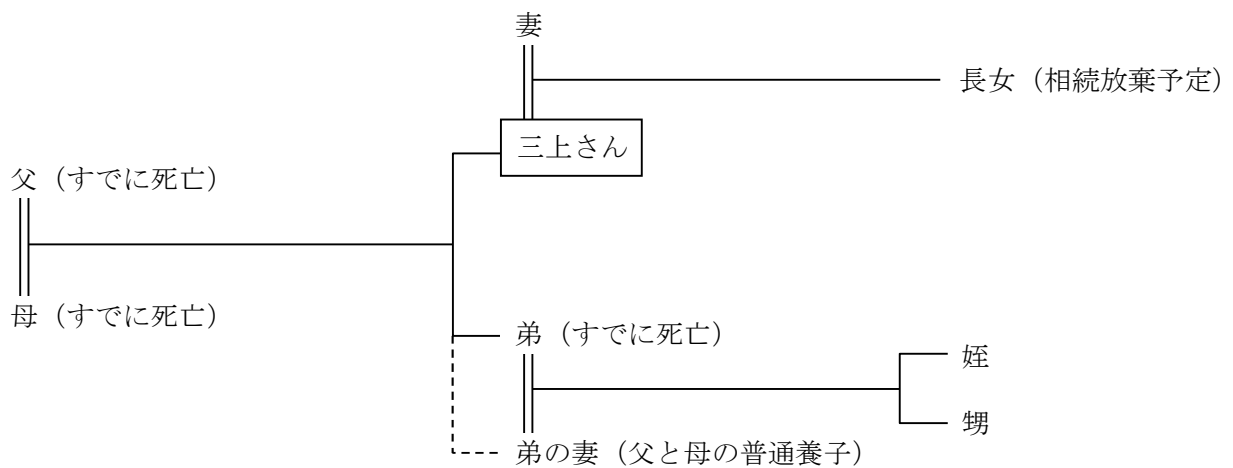
問 1

次の設例に基づき、相続の概要に関する以下の設問A～Fについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

三上学さん（以下「三上さん」という）は、将来の相続対策について検討している。2019年6月末の三上さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、三上さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、三上さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- ・ 三上さんの父と母は、2010年10月に弟の妻を普通養子としている。
- ・ 長女は、三上さんの相続について、相続の放棄をする予定である。

(問題 1)

(設問A) 2019年6月末に三上さんに相続が開始した場合、三上さんの相続に係る甥の民法上の法定相続分（代襲相続分を含む）として、正しいものはどれか。なお、長女は相続の放棄をするものとする。

1. 0
2. 1/8
3. 1/12
4. 1/16

## (問題2)

(設問B) 2019年6月末に三上さんに相続が開始した場合、三上さんの相続に係る相続税の総額等を計算するうえでの妻の法定相続分として、正しいものはどれか。なお、長女は相続の放棄をするものとする。

1. 1/4
2. 1/2
3. 2/3
4. 3/4

## (問題3)

(設問C) 三上さんの妻は、三上さんの財産の維持や増加に特別に貢献してきた。2019年6月末に三上さんに相続が開始し、三上さんの相続財産が以下のとおりであり、相続人全員の協議で妻の寄与分を40,000千円と定めた場合、寄与分を考慮した妻の民法上の相続分(具体的相続分)の金額として、正しいものはどれか。なお、長女は相続の放棄をするものとする。

[三上さんの相続財産]

相続開始時の時価	200,000千円	—
相続開始時の相続税評価額	180,000千円	小規模宅地等の特例適用前の評価額であり、その特例適用後の相続税の課税価格に算入すべき価額は150,000千円である。

1. 120,000千円
2. 122,500千円
3. 145,000千円
4. 160,000千円

(問題4)

(設問D) 三上さんは、姪に対し、生計の資本とするために以下の財産を贈与しており、この贈与は姪の特別受益となるものである。2019年6月末に三上さんに相続が開始した場合、姪が贈与を受けた財産のうち、三上さんの相続に係る特別受益の額として、正しいものはどれか。なお、長女は相続の放棄をするものとする。

贈与財産	贈与年月	贈与時の価額		相続開始時の価額		備考
		時価	相続税評価額	時価	相続税評価額	
宅地	2012年4月	7,500千円	6,000千円	8,000千円	6,400千円	(注1)
上場株式	2017年8月	10,000千円	9,500千円	8,000千円	7,000千円	(注2)

(注1) 姪は、贈与を受けた宅地を2012年6月に売却しており、相続開始時の価額は、姪がその宅地を三上さんの相続開始時まで売却せずに、原状のまま保有していた場合の価額である。

(注2) 姪は、贈与を受けた上場株式を2017年10月に8,500千円で売却しており、相続開始時の価額は、姪がその上場株式を三上さんの相続開始時まで売却せずに、原状のまま保有していた場合の価額である。

1. 8,000千円
2. 8,500千円
3. 13,400千円
4. 16,000千円

(問題5)

(設問E) 相続人の欠格および推定相続人の廃除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 推定相続人の廃除の対象者は、遺留分を有する推定相続人に限られるため、遺留分を有しない推定相続人は廃除の対象とならない。
2. 推定相続人の廃除の取消しをする場合には、被相続人が生前に家庭裁判所に請求をしなければならず、遺言によって廃除の取消しをすることはできない。
3. 欠格事由に該当して相続権を失った者に子がいても、その子は代襲相続人とならない。
4. 欠格事由に該当して相続権を失った者であっても、遺贈により財産を取得することができる。

## (問題6)

(設問F) 相続の承認および放棄に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 未成年者である相続人が相続の放棄をする場合、親権者は法定代理人になることはできず、必ず特別代理人を選任しなくてはならない。
2. 被相続人甲の相続人乙が3ヵ月の熟慮期間内に相続の承認または放棄をしないで死亡した場合、乙の相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3ヵ月以内に、甲に係る相続の承認または放棄をしなければならない。
3. 相続の放棄があったことにより新たに相続人となった者が、その相続の承認をした後に、相続の放棄をした者が相続財産の一部を隠匿していたことが判明した場合、その相続の放棄をした者は単純承認をしたものとみなされる。
4. 共同相続人が家庭裁判所に限定承認の申述をする場合、共同相続人の中に相続の放棄をした者がいたときは、その相続の放棄をした者も含めた共同相続人全員で申述をしなければならない。

## 問2

遺言および成年後見制度等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題7)

(設問A) 自筆証書遺言書に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 自筆証書遺言書に記載する氏名は、戸籍上の氏名でなければならず、ペンネームや雅号で記載した場合には、遺言者本人を特定することが可能でも遺言書は無効となる。
2. 自筆証書遺言書への遺言者の押印は、実印によらなければならず、認印で押印した遺言書は無効となる。
3. 自筆証書遺言を撤回するためには遺言の方式によらなければならず、遺言者が故意に遺言書を破棄しても、遺言を撤回したことにはならない。
4. 自筆証書遺言書の加除その他の変更については、その方法が定められており、その方法に従わない加除その他の変更は効力を生じない。

## (問題8)

(設問B) 公正証書遺言書に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 公正証書遺言書を作成する際に、証人2人の立会いが必要であるが、遺言者の推定相続人および受遺者ならびにこれらの配偶者および直系血族は、遺言者と利害関係にあるため、いずれも証人になることができない。
2. 日本の領事の駐在する地に在る日本人は、公証人の職務を領事が行うことにより、日本国外においても公正証書遺言書を作成することができる。
3. 公正証書遺言書は、遺言者が筆記の正確なことを承認した後に、署名押印しなければならないため、病気や負傷などにより署名できない場合、公正証書遺言書を作成することができない。
4. 遺言者は、公正証書遺言書を作成するときに、遺言の目的たる財産の価額に応じて定められている証書作成手数料を支払う必要があるが、遺言書の保管手数料を毎年支払う必要はない。

## (問題 9)

(設問C) 遺産分割協議に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続開始後に、遺言による認知で新たに相続人となった者が遺産の分割を請求したときは、他の共同相続人が遺産分割協議に基づき、すでに分割その他の処分をしていた場合でも、遺産分割協議をやり直さなければならない。
2. 被相続人が負担していた借入金などの金銭債務は、債権者の同意を得ずに、共同相続人間でその負担者や負担割合を定めた場合でも、原則として、債権者に対抗することはできない。
3. 相続税法上、相続財産とみなされる死亡保険金は、生命保険契約上の受取人固有の財産とされるため、原則として遺産分割協議の対象とならない。
4. 相続人のうちに認知症により判断能力を欠く常況にある者がいる場合に遺産分割協議を有効に成立させる方法として、すでに任意後見人が選任されている場合を除き、家庭裁判所により選任された成年後見人が、認知症の相続人に代わって遺産分割協議に参加する方法がある。

## (問題 10)

(設問D) 成年後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 法定後見開始の審判の申立ては、審判を受ける本人、配偶者、4親等内の親族のほか、福祉の観点から市町村長にも認められている。
2. 被保佐人および被補助人は選挙権および被選挙権を有するが、成年被後見人は選挙権および被選挙権を有しない。
3. 成年後見人は、成年被後見人に代わって、成年被後見人の居住用不動産を売却する場合には、家庭裁判所の許可を得なければならない。
4. 成年後見人は、成年後見人に就任した後、成年被後見人の財産調査を行い、原則として1ヵ月以内に財産目録を作成し、家庭裁判所へ提出しなければならない。

## (問題 11)

(設問E) 遺言の法律上の効力に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 被相続人が、未成年者である子を認知する旨の遺言をした場合、その遺言には法的効力がある。
2. 被相続人が、祭祀の主宰者を長男とする旨の遺言をしても、その遺言には法的効力がない。
3. 相続人が長男、長女および二男の3人である場合に、被相続人が、長男に全財産を引き継がせる目的で、長女と二男に遺留分の放棄をするよう指示する旨の遺言をしても、その遺言には法的効力がない。
4. 被相続人が、相続開始後3年間は遺産の分割を禁止する旨の遺言をした場合、その遺言には法的効力がある。

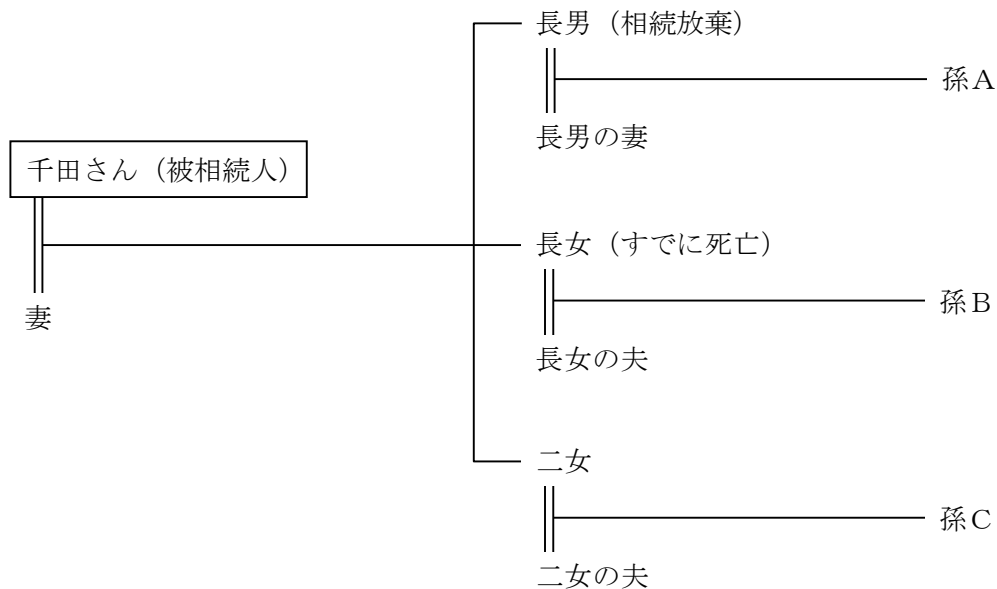
問3

次の設例に基づき、相続税の仕組みと課税財産に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

千田正男さん（以下「千田さん」という）は、2019年6月2日に東京都内の病院で死亡した。千田さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、千田さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、千田さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、孫Aは2015年分の千田さんからの贈与より相続時精算課税制度を選択しており、孫A以外の相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はいない。

[相続人等関係図]



- ・ 長男は、千田さんの相続について、相続の放棄をしており、遺贈により財産を取得していない。
- ・ 千田さんの妻、二女、孫A、孫Bおよび孫Cは、いずれも相続または特定遺贈により財産を取得している。

## (問題 1 2)

(設問A) 相続人等が千田さんから生前に贈与を受けた以下の財産のうち、各相続人等の相続税の課税価格に加算される財産の価額の合計額として、正しいものはどれか。

贈与年月	受贈者	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	相続開始時の 相続税評価額	備考
2015年6月	孫A	マンション	7,000千円	6,500千円	(注1)
2016年9月	孫B	有価証券	500千円	1,500千円	(注2)
2017年7月	孫C	現金	2,000千円	2,000千円	—
2018年3月	長男	現金	500千円	500千円	(注2)

(注1) 孫Aは、この贈与について、相続時精算課税制度を選択している。

(注2) 孫Bおよび長男は、この贈与について、贈与税の基礎控除額の範囲内であったため、贈与税の申告および納付はしていない。

1. 2,500千円
2. 3,000千円
3. 9,500千円
4. 10,000千円

## (問題 1 3)

(設問B) 千田さんの死亡により、生命保険契約および医療保険契約に基づいて、千田さんの妻は以下の死亡保険金および入院給付金を受け取った。これらの金額のうち、妻の相続税の課税価格に算入される金額（生命保険金の非課税金額控除後の金額）の合計額として、正しいものはどれか。

区分		保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	保険金・給付金 受取人	金額
SA保険	死亡保険金	千田さん	千田さん	妻	20,000千円
SB保険	死亡保険金	妻	千田さん	妻	5,000千円
SC保険	入院給付金	千田さん	千田さん	妻	300千円
SD保険	入院給付金	千田さん	千田さん	千田さん(注)	200千円

(注) SD保険の入院給付金の契約上の受取人は千田さんであったが、千田さんがこの入院給付金を受け取る前に死亡したため、遺産分割協議の結果、千田さんの妻が入院給付金を受け取った。

1. 200千円
2. 500千円
3. 5,200千円
4. 5,500千円



(問題 1 4)

(設問 C) 千田さんが所有していた以下の宅地を妻および孫 C が相続または遺贈により取得した場合、千田さんの相続に係る相続税の計算において、この宅地全体の相続税評価額（小規模宅地等の特例適用後の金額）として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例についてはこの宅地についてのみ適用するものとする。また、解答に当たっては、評価額が最も低くなるように計算するものとする。

地積	相続開始時の相続税評価額 (小規模宅地等の特例適用前)	備考
450 m <sup>2</sup>	45,000 千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この宅地は、千田さん夫婦の自宅の敷地である。</li> <li>・ 地積および相続開始時の相続税評価額は宅地全体に係るものである。</li> <li>・ 二女、二女の夫および孫 C は、千田さん夫婦の自宅に同居していた。</li> <li>・ 妻は、自宅家屋の持分すべておよび宅地の持分 2 分の 1 を相続により取得した。</li> <li>・ 孫 C は、宅地の持分 2 分の 1 を特定遺贈により取得した。</li> <li>・ 孫 C は、相続税の申告期限まで引き続き居住し、かつ、取得した持分を相続開始時から相続税の申告期限まで引き続き所有している。</li> </ul>

1. 9,000 千円
2. 13,000 千円
3. 18,600 千円
4. 27,000 千円

## (問題 15)

(設問D) 千田さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務および葬式費用に関連するものは以下のとおりであり、各人が負担した金額は、いずれも相続または遺贈により取得した財産の価額の範囲内であった。千田さんの相続に係る相続税の課税価格の計算上、債務控除をすることができる金額の合計額として、正しいものはどれか。

内容	金額	負担者	備考
固定資産税	500千円	妻	(注1)
銀行借入金	2,500千円	妻	(注2)
所得税	1,100千円	妻	(注3)
遺言執行費用	3,500千円	妻	(注4)
通夜飲食費およびその他の葬式費用	3,000千円	長男および妻	(注5および6)

(注1) 2019年度分の固定資産税で、相続開始後に納税通知書が送付されてきたものである。

(注2) 千田さんが生前に自動車を購入した際の銀行借入金の未返済残額である。

(注3) 千田さんに係る準確定申告の所得税であり、そのうち100千円は期限後に申告および納税を行ったために生じた所得税の無申告加算税および延滞税である。

(注4) 遺言執行者として遺言で指定されていた弁護士に支払った報酬である。

(注5) 長男は1,000千円を負担し、妻は取得した香典収入3,000千円のうち、2,000千円を通夜飲食費およびその他の葬式費用の支払いに充てている。

(注6) 千田さんの職業、財産その他の事情に照らして相当であると認められる金額である。

1. 6,000千円
2. 6,100千円
3. 7,000千円
4. 9,500千円

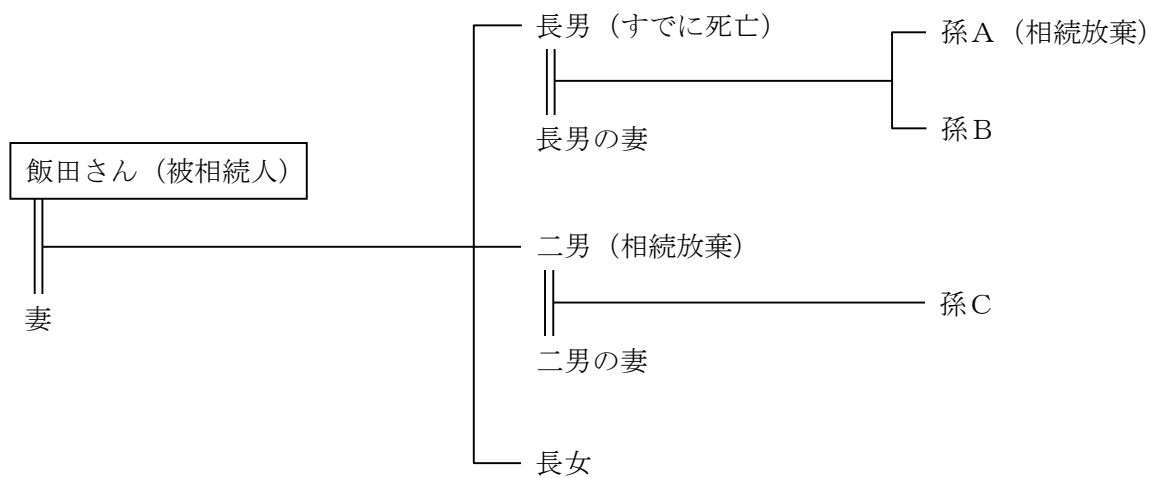
問4

次の設例に基づき、相続税の総額等に関する以下の設問A～Eについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

飯田正敏さん（以下「飯田さん」という）は、2019年4月16日に東京都内の病院で死亡した。飯田さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、飯田さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、飯田さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はいない。

[相続人等関係図]



- ・ 二男および孫Aは、飯田さんの相続について、相続の放棄をしており、二男は遺贈により財産を取得していない。
- ・ 妻、長女、孫A、孫Bおよび孫Cは、いずれも相続または遺贈により財産を取得している。

<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
10,000千円 以下		10%	—
10,000千円 超	30,000千円 以下	15%	500千円
30,000千円 超	50,000千円 以下	20%	2,000千円
50,000千円 超	100,000千円 以下	30%	7,000千円
100,000千円 超	200,000千円 以下	40%	17,000千円
200,000千円 超	300,000千円 以下	45%	27,000千円
300,000千円 超	600,000千円 以下	50%	42,000千円
600,000千円 超		55%	72,000千円

## (問題 16)

(設問A) 飯田さんの相続に係る相続税における遺産に係る基礎控除額として、正しいものはどれか。

1. 48,000千円
2. 54,000千円
3. 60,000千円
4. 66,000千円

## (問題 17)

(設問B) 仮に、飯田さんの相続に係る相続税の課税遺産総額（課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額）が660,000千円であった場合、相続税の総額として、正しいものはどれか。

1. 187,000千円
2. 194,000千円
3. 196,000千円
4. 221,000千円

(問題 18)

(設問C) 長女は、過去に飯田さんおよび飯田さんの妻から以下の財産の贈与を受けている。仮に、飯田さんの相続に係る長女の相続税の算出税額が5,500千円であった場合、長女がその算出税額から控除することができる贈与税額の上限として、正しいものはどれか。

贈与年月	贈与者	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	相続時の 相続税評価額	各年分の 贈与税額
2016年3月	飯田さん	現金	1,000千円	1,000千円	2,460千円
2016年9月	飯田さん	上場株式	11,000千円	14,000千円	
2017年4月	飯田さん	現金	5,000千円	5,000千円	2,860千円
2017年5月	飯田さんの妻	絵画	8,000千円	6,000千円	

1. 3,355千円
2. 3,560千円
3. 3,596千円
4. 3,760千円

(問題 19)

(設問D) 飯田さんの相続に係る相続税額の計算上、相続税額の2割加算に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 孫A、孫Bおよび孫Cは、いずれも相続税額の2割加算の対象とならない。
2. 孫Aおよび孫Bは相続税額の2割加算の対象となるが、孫Cは相続税額の2割加算の対象とならない。
3. 孫Aおよび孫Cは相続税額の2割加算の対象となるが、孫Bは相続税額の2割加算の対象とならない。
4. 孫Bおよび孫Cは相続税額の2割加算の対象となるが、孫Aは相続税額の2割加算の対象とならない。

## (問題20)

(設問E) 配偶者に対する相続税額の軽減(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特に記載のない事項については、適用要件を満たしているものとする。また、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 被相続人の配偶者が相続の放棄をした場合、配偶者が遺贈により財産を取得しても、本特例の適用を受けることはできない。
2. 被相続人の配偶者は、婚姻の届出をしていれば、被相続人との婚姻期間にかかわらず、本特例の適用を受けることができる。
3. 被相続人の配偶者が制限納税義務者である場合でも、本特例の適用を受けることができる。
4. 被相続人の配偶者が遺産分割前に死亡した場合でも、その後の配偶者の相続人等による被相続人の相続に係る遺産分割協議によって配偶者が相続により取得した財産として確定したものがあるときは、被相続人に係る相続税額の計算において、本特例の適用を受けることができる。

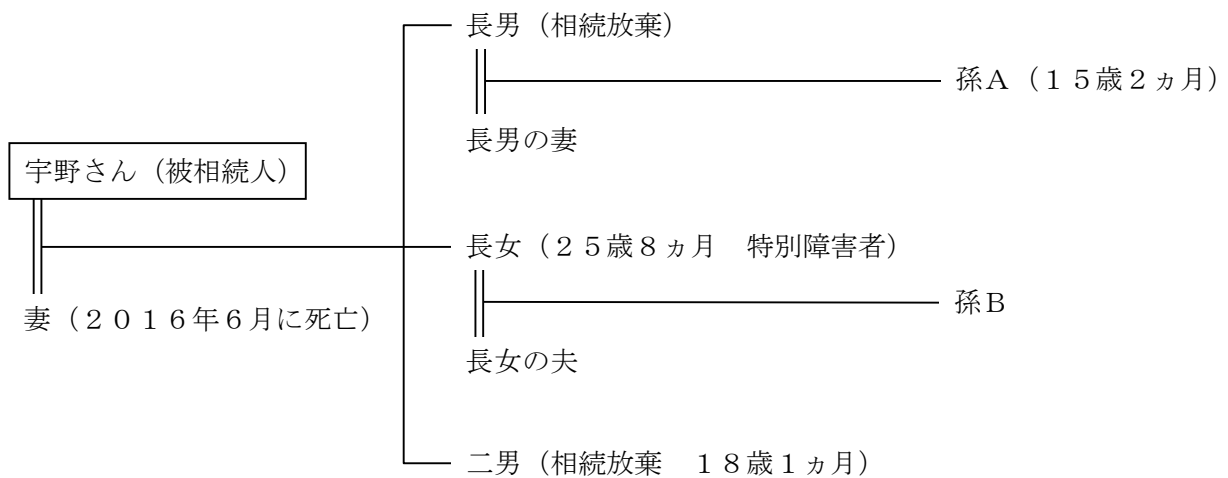
問5

次の設例に基づき、相続税額の計算等に関する以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

宇野博史さん（以下「宇野さん」という）は、2019年6月15日に大阪府内の自宅で死亡した。宇野さんの相続人等関係図等は以下のとおりである。なお、宇野さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、宇野さんの所有財産はすべて日本国内にある。

[相続人等関係図]



- ・ 年齢は相続開始時点のものである。
- ・ 長男および二男は、宇野さんの相続について、相続の放棄をしている。
- ・ 長男、長女、二男、孫Aおよび孫Bは、いずれも相続または遺贈により財産を取得している。

<相続税の速算表>

法定相続分に応ずる取得金額		税率	控除額
10,000千円 以下		10%	—
10,000千円 超	30,000千円 以下	15%	500千円
30,000千円 超	50,000千円 以下	20%	2,000千円
50,000千円 超	100,000千円 以下	30%	7,000千円
100,000千円 超	200,000千円 以下	40%	17,000千円
200,000千円 超	300,000千円 以下	45%	27,000千円
300,000千円 超	600,000千円 以下	50%	42,000千円
600,000千円 超		55%	72,000千円

## (問題 2 1)

(設問A) 宇野さんは、2016年6月に死亡した宇野さんの妻に係る相続により財産を取得し、相続税を納付している。宇野さんの相続に係る相続税額の計算における相次相続控除の適用に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 長男、長女および二男は相次相続控除の適用を受けることができるが、孫Aおよび孫Bは相次相続控除の適用を受けることができない。
2. 長女、孫Aおよび孫Bは相次相続控除の適用を受けることができるが、長男および二男は相次相続控除の適用を受けることができない。
3. 長女および孫Aは相次相続控除の適用を受けることができるが、長男、二男および孫Bは相次相続控除の適用を受けることができない。
4. 長女は相次相続控除の適用を受けることができるが、長男、二男、孫Aおよび孫Bは相次相続控除の適用を受けることができない。

## (問題 2 2)

(設問B) 仮に宇野さんの相続に係る二男の相続税の算出税額が10,000千円、孫Aの相続税の算出税額が5,000千円であった場合、二男および孫Aが適用を受けることができる未成年者控除額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、宇野さんの妻の相続時には、二男および孫Aは相続または遺贈により財産を取得していないものとする。

- |       |       |    |       |
|-------|-------|----|-------|
| 1. 二男 | 0円    | 孫A | 0円    |
| 2. 二男 | 0円    | 孫A | 500千円 |
| 3. 二男 | 200千円 | 孫A | 0円    |
| 4. 二男 | 200千円 | 孫A | 500千円 |



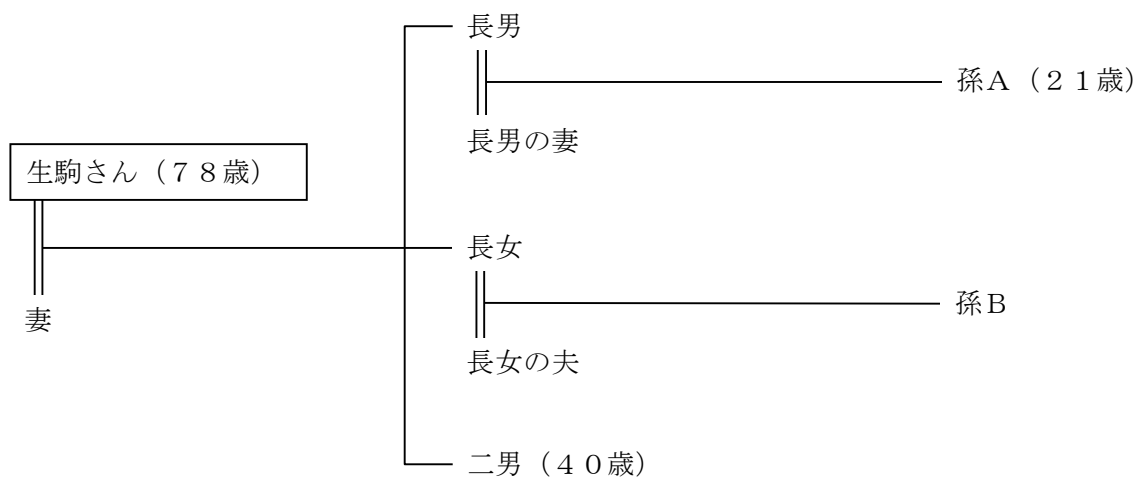
問6

次の設例に基づき、相続対策に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

生駒俊樹さん（以下「生駒さん」という）は、将来の相続対策について検討している。生駒さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、生駒さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、生駒さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



- ・ 年齢は2019年1月1日現在のものである。

[生駒さんに相続が開始した場合に相続税の課税対象となる財産]

相続財産の内容	財産の価額	備考
現預金	80,000千円	財産の価額は相続税評価額である。
その他の財産	120,000千円	
死亡保険金	15,000千円	非課税金額控除前の受取金額である。
死亡退職金	28,000千円	

- ・ 死亡保険金は、保険契約者（保険料負担者）および被保険者が生駒さん、死亡保険金の受取人が妻である生命保険契約に基づき、妻が取得するものである。
- ・ 死亡退職金は、生駒さんが役員を務めている会社から支給されるもので、妻が取得するものとする。

## &lt;贈与税の速算表&gt;

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合(特例贈与財産、特例税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	4,000千円 以下	15%	100千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	20%	300千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	30%	900千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	40%	1,900千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	45%	2,650千円
30,000千円 超	45,000千円 以下	50%	4,150千円
45,000千円 超		55%	6,400千円

(ロ) 上記(イ)以外の場合(一般贈与財産、一般税率)

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	3,000千円 以下	15%	100千円
3,000千円 超	4,000千円 以下	20%	250千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	30%	650千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	40%	1,250千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	45%	1,750千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	50%	2,500千円
30,000千円 超		55%	4,000千円

## &lt;贈与により一般贈与財産と特例贈与財産を取得した場合の贈与税額&gt;

贈与税額=①+②

- ① すべての財産を一般税率で計算した税額に占める一般贈与財産の割合に応じた税額  
 ② すべての財産を特例税率で計算した税額に占める特例贈与財産の割合に応じた税額

## (問題23)

(設問A) 仮に、生駒さん夫婦が孫Aおよび孫Bを普通養子とし、現在の財産の状況のまま、生駒さんに相続が開始した場合、孫Aおよび孫Bを養子とすることによる課税遺産総額(課税価格の合計額から遺産に係る基礎控除額を控除した金額)の引下げ額として、正しいものはどれか。

1. 11,000千円
2. 12,000千円
3. 16,000千円
4. 20,000千円

(問題 2 4)

(設問B) 仮に、現在の親族関係のまま、生駒さんが、保有している現預金から一時払い保険料を支払って、以下の生命保険契約を締結した後に生駒さんに相続が開始した場合、この生命保険契約締結による課税遺産総額（課税価格の合計額から基礎控除額を控除した金額）の引下げ額として、正しいものはどれか。なお、いずれの保険契約においても、相続開始時点の解約返戻率は支払済保険料の80%であるものとする。

保険契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額	一時払い保険料
生駒さん	生駒さん	長男	10,000千円	9,000千円
生駒さん	長女	孫B	15,000千円	12,000千円

1. 1,000千円
2. 4,000千円
3. 6,400千円
4. 11,400千円

(問題 2 5)

(設問C) 仮に、現在の親族関係のまま、生駒さんが、保有している現預金を2019年9月に以下のとおり贈与し、2020年6月に生駒さんに相続が開始した場合、(ア) この贈与による課税遺産総額（課税価格の合計額から基礎控除額を控除した金額）の引下げ額および(イ) 孫Aが納付すべき贈与税額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、二男および孫Aは、2019年中に生駒さん以外からの贈与を受けておらず、かつ、この贈与については、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」および「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用については考慮しないものとする。また、生駒さんに相続が開始した場合、二男は相続の放棄をするものとし、孫Aは遺贈により財産を取得しないものとする。

贈与者	受贈者	贈与財産	贈与時の相続税評価額	備考
生駒さん	二男	現預金	20,000千円	二男は、この贈与について初めて相続時精算課税制度を選択する。
生駒さん	孫A	現預金	5,000千円	孫Aは、この贈与について相続時精算課税制度を選択しない。

1. (ア) 課税遺産総額の引下げ額 5,000千円 (イ) 贈与税額 485千円
2. (ア) 課税遺産総額の引下げ額 5,000千円 (イ) 贈与税額 530千円
3. (ア) 課税遺産総額の引下げ額 25,000千円 (イ) 贈与税額 485千円
4. (ア) 課税遺産総額の引下げ額 25,000千円 (イ) 贈与税額 530千円



## 問7

相続税の申告および納付等に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

## (問題26)

(設問A) 相続税の連帯納付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 同一の被相続人から相続または遺贈により財産を取得したすべての者は、その相続または遺贈に係る相続税について、原則として、相続または遺贈により受けた利益の価額に相当する額を限度として、互いに連帯納付の義務を負う。
2. 被相続人甲に係る相続税を納付すべき相続人乙が、その相続税を納付する前に死亡した場合には、乙から相続または遺贈により財産を取得したすべての者は、相続または遺贈により受けた利益の価額に相当する額を限度として、乙が納付すべきであった甲の相続に係る相続税について連帯納付の義務を負う。
3. 相続税の課税価格の計算の基礎となった財産について贈与があった場合には、その贈与によって財産を取得した者は、その贈与をした者の納付すべき相続税額のうち取得した財産の価額に対応する部分の金額について、その受けた利益の価額に相当する金額を限度として、連帯納付の義務を負う。
4. 納付すべき相続税について、すでにその履行を求められている場合を除き、相続税の申告期限から3年を経過した場合、その納付すべき相続税額については連帯納付の義務を負わない。

## (問題 27)

(設問B) 相続税の申告に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 相続税の申告書を提出期限内に提出後、その申告に係る相続税額に不足があることが判明したため、提出期限内に相続税額を修正した申告書を提出した場合、その申告書は修正申告書ではなく、期限内申告書として取り扱われる。
2. 相続税の申告書を提出すべき者が、推定相続人の廃除に関する裁判の確定により相続権を失った場合、その者の代襲相続人は、その裁判の確定を知った日の翌日から、10ヵ月以内に相続税の申告書を提出しなければならない。
3. 被相続人甲に係る相続税の申告書を提出すべき乙が、その申告書の提出期限前にその申告書を提出しないで死亡した場合、乙の相続人はその相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に、甲に係る相続税の申告書を提出しなければならない。
4. 特定の公益法人に相続財産を贈与し、その贈与があった日から2年を経過した日までにその財産がその法人の公益を目的とする事業の用に供されていないことにより、新たに申告書を提出すべきこととなった者は、その贈与があった日から2年を経過した日の翌日から4ヵ月以内に、相続税の申告書を提出しなければならない。

## (問題 28)

(設問C) 所得税の準確定申告等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 被相続人に係る準確定申告書の提出による源泉所得税の還付金がある場合、その還付金は相続財産として、相続税の課税対象となる。
2. 入院加療中に死亡した者に係る準確定申告において、死亡の日までの入院加療期間に係る医療費は、死亡時に未払いの分も医療費控除の対象となる。
3. 相続人が2人以上いる場合において、被相続人に係る準確定申告書を各人の連署による提出をせず、各人が別々に提出したときは、準確定申告書を提出した相続人は、他の相続人に申告した内容を遅滞なく通知しなければならない。
4. 2019年中に死亡した者に係る同年分の準確定申告において、生計を一にしていた配偶者が控除対象配偶者に該当するかどうかは、被相続人の死亡時の現況により見積もった2019年1月1日から12月31日までの配偶者の合計所得金額により判定する。

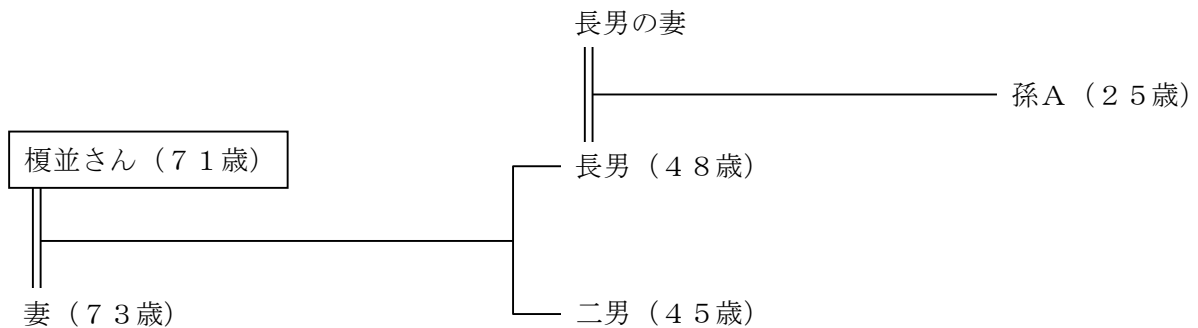
問8

次の設例に基づき、贈与税および相続時精算課税制度に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、贈与税額については、納付すべき税額が最も少なくなるように計算してください。

<設例>

榎並恭介さん（以下「榎並さん」という）は、財産の贈与について検討している。榎並さんの親族関係図等は以下のとおりである。なお、榎並さんおよびその親族は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、榎並さんおよびその親族が所有する財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[親族関係図]



年齢は2019年1月1日現在のものである。

<贈与税の速算表>

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合（特例贈与財産、特例税率）

基礎控除後の課税価格		税率	控除額
2,000千円 以下		10%	—
2,000千円 超	4,000千円 以下	15%	100千円
4,000千円 超	6,000千円 以下	20%	300千円
6,000千円 超	10,000千円 以下	30%	900千円
10,000千円 超	15,000千円 以下	40%	1,900千円
15,000千円 超	30,000千円 以下	45%	2,650千円
30,000千円 超	45,000千円 以下	50%	4,150千円
45,000千円 超		55%	6,400千円

(ロ) 上記 (イ) 以外の場合 (一般贈与財産、一般税率)

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
2,000千円 以下	10%	—
2,000千円 超 3,000千円 以下	15%	100千円
3,000千円 超 4,000千円 以下	20%	250千円
4,000千円 超 6,000千円 以下	30%	650千円
6,000千円 超 10,000千円 以下	40%	1,250千円
10,000千円 超 15,000千円 以下	45%	1,750千円
15,000千円 超 30,000千円 以下	50%	2,500千円
30,000千円 超	55%	4,000千円

<贈与により一般贈与財産と特例贈与財産を取得した場合の贈与税額>

贈与税額=①+②

① すべての財産を一般税率で計算した税額に占める一般贈与財産の割合に応じた税額

② すべての財産を特例税率で計算した税額に占める特例贈与財産の割合に応じた税額

(問題29)

(設問A) 榎並さんの二男が2019年中に以下の財産の贈与を受けた場合、二男が納付すべき2019年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、二男は、相続時精算課税制度の選択をしないものとする。

贈与者	贈与財産	贈与時の相続税評価額
榎並さん	上場株式	2,700千円
榎並さんの妻	現金	1,500千円
榎並さんの長男	自家用車	1,800千円

1. 680千円
2. 722千円
3. 778千円
4. 820千円



(問題30)

(設問B) 榎並さんの妻が榎並さんから2019年中に以下の財産の贈与を受けた場合、妻が納付すべき2019年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、建物および宅地について、榎並さんが持分のすべてを所有していたものとする。また、妻は贈与税の配偶者控除の適用要件をすべて満たしており、限度額までその適用を受けるものとする。

贈与財産	贈与時の 相続税評価額	備考
建物の持分3分の1	9,000千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宅地は榎並さん夫婦の自宅建物の敷地である。建物は店舗併用住宅であり、居住用部分には榎並さん夫婦が居住している。宅地、建物ともに居住用部分の割合は2分の1である。</li> <li>・ 贈与時の相続税評価額は、建物および宅地のそれぞれの贈与を受けた持分に対する価額である。</li> </ul>
宅地の持分10分の7	14,000千円	
現金	2,100千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全額を自動車購入に充てた。</li> </ul>

1. 500千円
2. 550千円
3. 700千円
4. 850千円

## (問題31)

(設問C) 榎並さんの孫Aが2019年中に以下の財産の贈与を受けた場合、孫Aが納付すべき2019年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、孫Aは榎並さんからの現金の贈与について、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用要件をすべて満たしており、「省エネ等住宅」を取得した場合の非課税限度額までその適用を受けるものとする。また、孫Aは、榎並さんからの現金および上場株式の贈与について、初めて相続時精算課税制度を選択するものとする。

贈与者	贈与財産	贈与時の 相続税評価額	備考
榎並さん	現金	20,000千円	孫Aは、この全額を2019年3月に取得契約を締結した自己の居住の用に供する省エネ等住宅(注)の取得に充てている。
榎並さん	上場株式	20,000千円	—
榎並さんの妻	現金	5,000千円	孫Aはこの贈与について、相続時精算課税制度の選択をしないものとする。

(注) エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋等として政令で定めるものをいう。

1. 1,085千円
2. 1,130千円
3. 2,085千円
4. 2,130千円

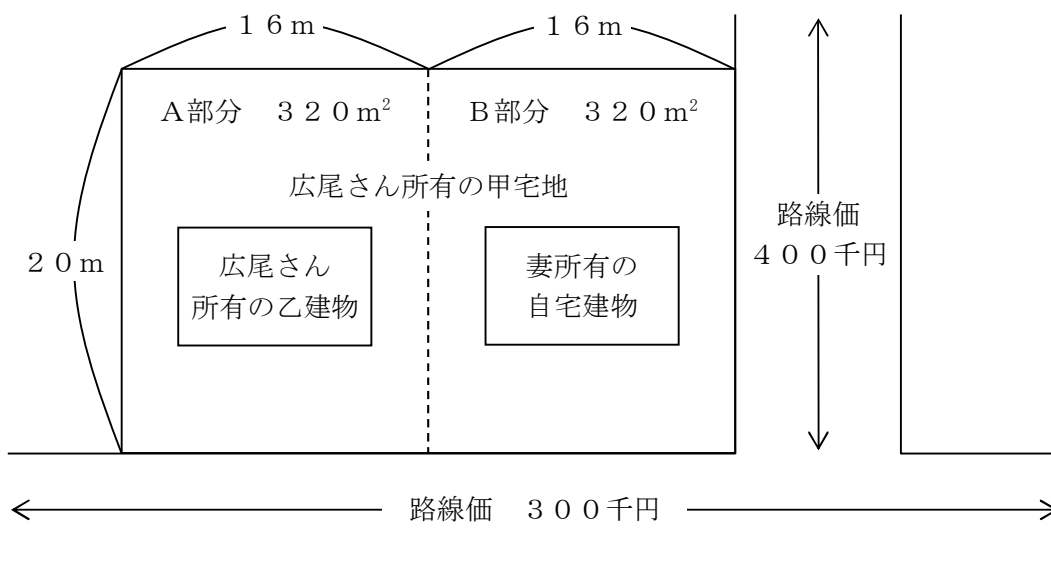
問9

次の設例に基づき、不動産の相続税評価に関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

広尾豪さん（以下「広尾さん」という）は、2019年3月25日に死亡した。広尾さんの相続開始時の不動産の状況は以下のとおりである。なお、広尾さんの相続人は、妻と長女の2人である。広尾さんおよびその相続人等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、広尾さんの所有財産はすべて日本国内にある。

[不動産の状況]



- ・ 地区区分 普通商業・併用住宅地区
- ・ 奥行価格補正率
 

12m以上32m未満	1.00
32m以上36m未満	0.97
- ・ 側方路線影響加算率
 

角地	0.08
準角地	0.04
- ・ その他の補正率については、考慮しないものとする。
- ・ 借地権割合 70%
- ・ 借家権割合 30%

- ・ 甲宅地は、A部分およびB部分の2筆からなる宅地であり、借地権の設定に際し権利金その他の一時金を支払う取引上の慣行がある地域にある。
- ・ 甲宅地のA部分には、広尾さん所有の賃貸用アパートである乙建物があり、広尾さんは乙建物を第三者に適正な賃料で賃貸している。
- ・ 甲宅地のB部分は、妻が広尾さんから使用貸借により借り受けて、自宅を建築して、広尾さんおよび自己の居住の用に供している。
- ・ 甲宅地は地積規模の大きな宅地には該当しない。

**(問題32)**

(設問A) 広尾さんの相続により、長女が甲宅地のA部分を取得した場合、A部分の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、広尾さんの相続開始時の乙建物の床面積等の状況は以下のとおりとし、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

[乙建物の床面積等の状況]

- ・ 乙建物の総床面積：600m<sup>2</sup>
- ・ 乙建物の各独立部分の床面積の合計：500m<sup>2</sup>
- ・ 乙建物の各独立部分のうち賃貸されていない独立部分（空室）の床面積の合計：50m<sup>2</sup>

※相続開始前から空室となっており、一時的な空室とは認められない。

1. 67,200千円
2. 75,840千円
3. 77,856千円
4. 96,000千円

**(問題33)**

(設問B) 広尾さんの相続により、妻が甲宅地のB部分を取得した場合、B部分の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、小規模宅地等の特例については考慮しないものとする。

1. 40,704千円
2. 106,240千円
3. 131,840千円
4. 135,680千円

## (問題 3 4)

(設問C) 広尾さんの相続により、長女が乙建物を取得した場合、乙建物の相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、相続開始時における乙建物の固定資産税評価額は30,000千円であり、乙建物の床面積等の状況は(問題32)のとおりであるものとする。

1. 21,000千円
2. 21,900千円
3. 24,330千円
4. 30,000千円



問10

相続等により取得した財産の相続税評価額等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題35)

(設問A) 2019年3月10日に死亡した荒木さんが保有していたRA株式会社の株式(上場株式) 2,000株を相続人等が取得した場合、その株式の相続税評価額として、正しいものはどれか。

[RA株式会社の株価の状況]

区分	株価
2018年12月の毎日の最終価格の月平均額	227円
2019年1月の毎日の最終価格の月平均額	256円
2019年2月の毎日の最終価格の月平均額	238円
2019年3月の毎日の最終価格の月平均額	215円
2019年3月8日(金)の最終価格	200円
2019年3月9日(土)の最終価格	取引なし
2019年3月10日(日)の最終価格	取引なし
2019年3月11日(月)の最終価格	210円

1. 400,000円
2. 410,000円
3. 420,000円
4. 430,000円

## (問題36)

(設問B) 2019年2月5日に死亡した福岡さんが保有していたRZゴルフクラブの会員権の状況は以下のとおりである。RZゴルフクラブの会員権を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、このゴルフ会員権は、取引相場のある預託金形態のものである。

[RZゴルフクラブの会員権の状況]

購入価格(2000年4月1日購入)	2,500千円
取引価格	1,500千円
購入時の名義書換料	350千円
購入時に仲介業者へ支払った手数料	200千円
購入時の預託金	1,000千円

- ・ 取引価格は2019年2月5日の時価相場である。
- ・ 名義書換料は、購入価格には含まれておらず、福岡さんがこのゴルフ会員権を購入した時にRZゴルフクラブに支払っている。なお、この名義書換料は退会時には返還されない。
- ・ 預託金は、購入価格および取引価格には含まれておらず、福岡さんがこのゴルフ会員権を購入した時にRZゴルフクラブに支払っている。この預託金は、退会または譲渡の際に返還され、会員が死亡した場合は退会となり、課税時期から2年経過した後に返還を受けることができる。
- ・ 課税時期から預託金の返還を受けることができる日までの期間における基準年利率による複利現価率(2年)は、0.999とする。

1. 2,049千円
2. 2,500千円
3. 2,749千円
4. 3,500千円



(問題37)

(設問C) 2019年1月16日に死亡した若杉さんが保有していた証券投資信託の受益証券は次のとおりである。若杉さんが保有していた証券投資信託を相続人等が取得した場合、その受益証券の相続税評価額として、正しいものはどれか。

区分	口数	2019年1月16日の1万口当たり基準価額	課税時期に解約請求等をした場合の源泉徴収税額等相当額	課税時期に解約請求等をした場合の信託財産留保額	解約手数料
毎月分配型ファンド	150万口	4,800円	6,394円	4,968円	なし

- この証券投資信託の受益証券は、金融商品取引所に上場されておらず、日々決算型の証券投資信託の受益証券ではないものとする。

- 708,638円
- 713,606円
- 715,032円
- 720,000円

## (問題38)

(設問D) 2019年2月21日に死亡した浅尾さんが保有していたPN株式会社(本社ニューヨーク)の株式(ニューヨーク証券取引所に上場している株式)および外国為替相場の状況は以下のとおりである。このPN株式会社の株式3,000株を相続人等が取得した場合、その相続税評価額として、正しいものはどれか。なお、日本とニューヨークとの時差および記載のない事項については考慮しないものとする。

## [PN株式会社の株価の状況]

区分	株価
2018年12月の毎日の最終価格の月平均額	38.50米ドル
2019年1月の毎日の最終価格の月平均額	36.50米ドル
2019年2月の毎日の最終価格の月平均額	35.80米ドル
2019年2月21日(木)の最終価格	35.60米ドル

## [外国為替相場の状況]

区分	TTS	TTB	TTM
2018年12月の毎日の外国為替相場の月平均額	112.22円	110.22円	111.22円
2019年1月の毎日の外国為替相場の月平均額	112.88円	110.88円	111.88円
2019年2月の毎日の外国為替相場の月平均額	113.80円	111.80円	112.80円
2019年2月21日(木)の外国為替相場	114.70円	112.70円	113.70円

- ・ TTS : 対顧客直物電信売相場(1米ドル当たり)である。
- ・ TTB : 対顧客直物電信買相場(1米ドル当たり)である。
- ・ TTM : 対顧客直物電信売買相場の仲値(1米ドル当たり)である。
- ・ 浅尾さんは為替予約を締結していない。
- ・ 上記の数値は、浅尾さんの取引金融機関が公表した最終の外国為替相場であるものとする。

1. 12,007,320円
2. 12,036,360円
3. 12,114,720円
4. 12,143,160円

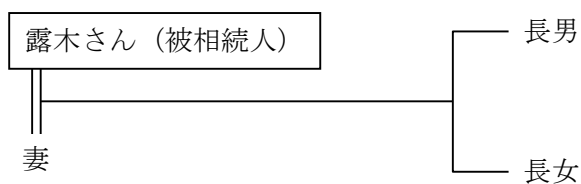
問 1 1

相続税の課税価格等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A～Cについては次の設例に基づいて解答してください。また、記載のない事項については考慮しないものとします。

<設例>

露木正夫さん（以下「露木さん」という）は、2019年3月17日に大阪府内の自宅で死亡した。露木さんの相続人等関係図等は次のとおりである。なお、相続人等の中に相続時精算課税制度を選択した者はいない。また、国外転出時課税制度については考慮しないものとする。

[相続人等関係図]



[国籍および住所地等に関する事項]

相続人	年月	住所地	日本国籍の有無
露木さん	1990年12月まで	大阪府	あり
	1991年1月から1995年12月まで	ソウル	
	1996年1月から相続開始時まで	大阪府	
妻	1995年12月まで	ソウル	なし
	1996年1月から相続開始時まで	大阪府	
長男	2017年12月まで	大阪府	あり
	2018年1月から相続開始時まで	プサン	
長女	1995年12月まで	ソウル	なし
	1996年1月から2015年12月まで	大阪府	
	2016年1月から相続開始時まで	ソウル	

※一時居住者に該当する期間はないものとする。

※日本国籍の有無については、過去に変更はなかったものとする。

## [各相続人が相続により取得した財産]

相続人	相続財産	相続開始時の相続税評価額
妻	大阪府所在の自宅の土地・建物	50,000千円
	PG銀行（本店ソウル）大阪支店の定期預金	20,000千円
	PC社（本社ソウル）の韓国取引所に上場されている株式	10,000千円
長男	プサン所在の賃貸不動産	20,000千円
	PG銀行（本店ソウル）大阪支店の普通預金	5,000千円
	PJ社（本社大阪府）の非上場株式	20,000千円
長女	ソウル所在の賃貸不動産	25,000千円
	PE銀行（本店東京都）ソウル支店の普通預金	10,000千円

## [債務および葬式費用等]

- PG銀行からの借入金（大阪府所在の自宅の土地・建物の購入に係るもの）30,000千円は、妻が承継した。
- PG銀行からの借入金（プサン所在の賃貸不動産の購入に係るもの）3,000千円は、長男が承継した。
- PE銀行からの借入金（ソウル所在の賃貸不動産の購入に係るもの）5,000千円は、長女が承継した。
- 露木さんの葬式費用（通常の費用）3,000千円は、妻、長男および長女が1,000千円ずつ負担した。

## [露木さんから各相続人への生前贈与財産]

受贈者	贈与年月	贈与財産	贈与時の相続税評価額	相続時の相続税評価額
妻	2017年4月	PG銀行（本店ソウル）大阪支店の定期預金	3,000千円	3,000千円
長男	2017年4月	PJ社（本社大阪府）の非上場株式	6,000千円	5,000千円
長女	2017年4月	PE銀行（本店東京都）ソウル支店の定期預金	5,000千円	5,000千円

## (問題39)

(設問A) 露木さんの相続に係る妻の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 19,000千円
2. 42,000千円
3. 49,000千円
4. 52,000千円

(問題40)

(設問B) 露木さんの相続に係る長男の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 25,000千円
2. 30,000千円
3. 46,000千円
4. 47,000千円

(問題41)

(設問C) 露木さんの相続に係る長女の相続税の課税価格として、正しいものはどれか。

1. 0円
2. 14,000千円
3. 19,000千円
4. 34,000千円

(問題42)

(設問D) 相続があった場合における国外転出時課税制度に関する次の記述の空欄(ア)～(エ)に入る語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

相続開始の時点で(ア)以上の対象資産である(イ)を所有している一定の(ウ)が死亡し、(エ)である相続人等がその相続または遺贈により対象資産の全部または一部(相続対象資産)を取得した場合、その相続開始の時に、相続対象資産の譲渡等があったものとみなして、その相続対象資産の含み益に対して所得税が課税される。

- |             |           |          |          |
|-------------|-----------|----------|----------|
| 1. (ア) 1億円  | (イ) 不動産等  | (ウ) 居住者  | (エ) 非居住者 |
| 2. (ア) 1億円  | (イ) 有価証券等 | (ウ) 居住者  | (エ) 非居住者 |
| 3. (ア) 5千万円 | (イ) 有価証券等 | (ウ) 非居住者 | (エ) 居住者  |
| 4. (ア) 5千万円 | (イ) 不動産等  | (ウ) 非居住者 | (エ) 居住者  |



問 1 2

次の設例に基づき、事業承継等に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

<設例>

K R株式会社（以下「K R社」という）およびK T株式会社（以下「K T社」という）の代表取締役社長である山本巧さん（以下「山本さん」という）は、将来の事業承継および相続対策について検討している。K R社およびK T社に関する状況等は以下のとおりである。なお、山本さんおよびその親族等は、全員日本国籍を有し、その住所は日本国内にあり、山本さんの所有財産はすべて日本国内にある。また、各設問間に関連はないものとする。

[K R社およびK T社の状況]

●株主構成

	K R社		K T社	
	役職	保有株数	役職	保有株数
山本さん	代表取締役社長	28,000株	代表取締役社長	150株
山本さんの妻	取締役	2,000株	—	0株
山本さんの長男	部長	0株	取締役	50株
合計		30,000株		200株

●資本金等の状況

会社名	K R社	K T社
資本金等の額	30,000千円	10,000千円
1株当たりの類似業種比準価額	2,500円	50,000円
1株当たりの純資産価額	5,500円	40,000円
1株当たりの配当金額（普通配当）	直前期 50円	直前期 0円
	直前々期 70円	直前々期 0円

●会社区分等

- ・ K R社およびK T社の株式は「取引相場のない株式」であり、すべて普通株式で、1株につき1個の議決権がある。
- ・ K R社の株式評価上の会社規模は中会社（Lの割合0.60）に該当する。
- ・ K T社の株式評価上の会社規模は小会社（Lの割合0.50）に該当する。
- ・ K R社およびK T社は、特定の評価会社には該当しない。

[その他]

- ・ 株式の評価方式については、それが複数あり任意に選択できる場合には、評価額が最も低くなるような評価方式を選択するものとする。
- ・ 1株当たりの配当還元価額は、次の算式により計算した金額によって評価する。

<配当還元価額の算式>

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

(注) その株式に係る年配当金額は、1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額とする。  
また、その株式に係る年配当金額が2円50銭未満および無配のものにあつては、2円50銭とする。

[株主の区分に応じた評価方式]

区分	株主の態様			評価方式	
同族株主の いる会社	同族株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式	
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な同族株主がない場合		中心的な同族株主
			中心的な同族株 主がいる場合		役員である株主また は役員となる株主
同族株主以外の株主			配当還元 方式		
同族株主の いない会社	議決権割合の合 計が15%以上 の株主グループ に属する株主	議決権割合が5%以上の株主		原則的 評価方式	
		議決権割合 が5%未満 の株主	中心的な株主がない場合		役員である株主また は役員となる株主
			中心的な株主が いる場合		その他の株主
議決権割合の合計が15%未満の株主グループに属する株主			配当還元 方式		

(問題43)

(設問A) 仮に、山本さんが保有するKR社の株式1,000株をKR社の役員(山本さんの親族ではない)に贈与した場合、贈与を受けたKR社の役員の受贈株式に係る贈与税額の計算上、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 500円
2. 600円
3. 2,500円
4. 3,700円



(問題 4 4)

(設問B) 仮に、山本さんが保有するKR社の株式1,000株を長男に贈与した場合、長男の受贈株式に係る贈与税額の計算上、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 500円
2. 2,500円
3. 3,700円
4. 5,500円

(問題 4 5)

(設問C) 仮に、山本さんが保有するKT社の株式100株を長男に贈与した場合、長男の受贈株式に係る贈与税額の計算上、1株当たりの相続税評価額として、正しいものはどれか。

1. 40,000円
2. 45,000円
3. 46,000円
4. 50,000円

(問題 4 6)

(設問D) 譲渡制限株式に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例との直接的な関連はないものとする。

1. 譲渡制限株式の発行会社は、定款で定めることにより、相続により譲渡制限株式を取得した相続人に対して、その相続の開始があったことを知った日から1年以内に限り、その株式を発行会社に売り渡すよう請求することができる。
2. 相続人が相続により取得した譲渡制限株式をその発行会社が売渡請求により取得する場合、その買取価格が当事者間の協議において決定できないときは、発行会社または当該株式の所有者は裁判所に価格決定の申立てを行うことができる。
3. 取締役会が設置されている譲渡制限株式の発行会社が、譲渡制限株式の譲渡承認の請求を受けた場合には、原則として、その請求の日から2週間以内に取締役会において承認または不承認の決議をし、これを請求者へ通知しなければならない。
4. 相続人が相続により取得した譲渡制限株式を発行会社に譲渡した場合にみなし配当課税の特例の適用を受けることができるのは、相続税の申告書の提出期限の翌日から1年以内に譲渡した場合に限られる。

**(問題 4 7)**

(設問 E) 自社株（非上場株式）についての株価引下げ対策のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例と直接的な関連はないものとする。

1. 純資産価額の計算において、評価会社が保有する土地は路線価等に基づき評価して計算されるため、路線価等による評価額が実際の売買価格より低い土地を購入すれば、直ちに純資産価額を引き下げることができる。
2. 評価会社が、法人税法上、保険料支払時にその全額を損金算入できる定期保険に加入した場合、その保険に加入しなかったときに比べて、純資産価額および類似業種比準価額を引き下げることができる。
3. 類似業種比準価額の計算において、評価会社の利益金額については非経常項目は除外して計算するため、役員退職金の支払いのような非経常的な支払いをしても、類似業種比準価額は変わらない。
4. 評価会社が、通常の配当のほかに記念配当を行った場合でも、類似業種比準価額には影響がない。

**(問題 4 8)**

(設問 F) 2018年度税制改正では、事業承継税制について、これまでの措置（一般措置）に加えて特例措置が創設された。非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（以下「特例措置」という）の適用に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問は、設例と直接的な関連はないものとする。

1. 特例措置の適用を受けようとする中小企業者は、2018年4月1日から2027年12月31日までの間に、特例承継計画を都道府県知事に提出し、その確認を受けなければならない。
2. 特例措置の適用を受けようとする場合、後継者である相続人等は、先代経営者に係る相続開始の日の翌日から5ヵ月以内に対象会社の役員に就任していれば代表権を有していなくともよい。
3. 特例措置の適用を受けるためには、一般措置と同様に、原則として、納税が猶予される相続税額および猶予期間中の利子税の額に相当する担保を提供しなければならない。
4. 特例措置の適用を受けた後、適用を受けた後継者が死亡した場合、納税を猶予されていた相続税は、届出をしなくとも納税が免除される。

**(問題 49)**

(設問G) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律における「遺留分に関する民法の特例」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例と直接的な関連はないものとする。

1. 資本金の額が1億円超の法人は他の要件を満たしていた場合でも、本特例の適用対象にならない。
2. 本特例の適用については、贈与等を受けた自社株式の一部を除外合意、残りは固定合意というように、除外合意と固定合意を併用することができる。
3. 本特例における除外合意とは、後継者が旧代表者から贈与等により取得した自社株式について、旧代表者の推定相続人および後継者が、その価額を遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入しない旨の合意をすることをいう。
4. 本特例における固定合意とは、後継者が旧代表者から贈与等により取得した自社株式について、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入すべき価額を、旧代表者の推定相続人および後継者が、その合意の時における価額に固定する旨の合意をすることをいう。

**(問題 50)**

(設問H) M&Aに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問は、設例と直接的な関連はないものとする。

1. M&Aによる株式の売却を検討する場合、オーナー社長の個人名義になっている不動産で会社で使用しているものや借入金の担保となっているものを把握し、あらかじめこれらの資産を会社に売却することなどを検討する必要がある。
2. M&Aにより第三者へ事業承継を行う場合、適切な事業評価や譲受け企業の選定が重要であり、相談機関や仲介者によるマッチングの支援を受けることも有益である。
3. M&Aで事業を引き継ぐ準備の一つに「磨き上げ」があるが、これは事業の競争力向上や内部統制の構築など企業価値を高める取組みをいう。
4. オーナー社長がM&Aにより、取引相場のない自社株式を売却する場合の価額は、税務上、相続税評価額によらなければならない。